第15 回 保育・雇用ワーキング・グループ議事概要

- 1. 日時:平成31年4月17日(水)15:39~16:58
- 2. 場所:合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室
- 3. 出席者:

(委員)安念潤司(座長)、大田弘子(議長)、森下竜一(座長代理)、八代尚宏 (専門委員)池本美香

(政 府) 中村内閣府審議官

(事務局) 福田参事官、窪田次長

(説明者) 厚生労働省 子ども家庭局 保育課長 竹林悟史

厚生労働省 子ども家庭局 保育課健全育成推進室長 小松秀夫 文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働活動推進室 室長 西川由香 文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 企画調整官 西村文彦 文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 課長補佐 小林美保

4. 議題:

(開会)

- 1. 待機児童対策協議会のフォローアップ
- 2. 学童保育フォローアップ

(閉会)

5. 議事概要:

○福田参事官 それでは、定刻より早いのですが、ただいまより「規制改革推進会議 保育・雇用ワーキング・グループ」第 15 回を開催いたします。

本日は、皆様は御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本日は、大田議長も御出席です。

飯田委員、島田委員からは欠席と連絡を頂戴しております。

本日の議題は「待機児童対策協議会のフォローアップ」「学童保育のフォローアップ」 でございます。

報道関係の方がいらっしゃいましたら、こちらで退室をお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、安念座長、よろしくお願いいたします。 〇安念座長 ありがとうございます。

それでは、待機児童対策協議会に関するフォローアップについてでございます。

本日は、厚生労働省子ども家庭局保育課竹林悟史課長に、甚だお忙しい中をお出でいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速でございますが、資料1に基づいて御説明を頂きたいと存じます。 〇竹林保育課長 御紹介にあずかりました厚生労働省の子ども家庭局保育課長の竹林でご ざいます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に資料1があろうかと思いますけれども、資料に沿って順に御説明をさせていた だきます。

まず、1ページ目でございますけれども、待機児童協議会の設置状況で宿題を頂いておりますので、昨年の11月9日の本ワーキングの時点での状況の御報告をさせていただいたかと思いますけれども、その時点では10都府県でございました。その後、ここに書いてございます青森、山形、静岡、愛知、福岡、佐賀の6県が新たに設置をしてくださって、現時点では16都府県になっております。

2つ目の○ですが、この 16 都府県に存在している待機児童数は約 1 万 3700 人で、カバー率約 7 割になっております。

更にこちらの事務局のお勧めも頂きまして、これらの 16 都府県に対しまして、設置をした効果等々についてアンケートをさせていただきました。その結果の主なものでございますけれども、まず、15 都県において有益と考えておられます。いろいろ理由もお聞きしておりますけれども、非常に具体的な成果といたしましては、待機児童対策協議会を構成している市の間で、保育士等の優先入所に関する協定を締結したということで、こういうのはなかなか市単独でやろうとしても、あるいは市同士、バイでやろうとしてもなかなか難しいと思いますので、県が音頭をとってくださったからこそ、こういう協定が成り立ったのかなと、市境を超えた対策が行われたと聞いております。

ちょっとこの点を補足いたしますと、保育所は今いろいろな申込者が殺到しますので、 市町村の方で申込みを受け付けて、それで優先順位をつけてポイント制などをやっており ます。国の方で確実に優先をしてくれと言っているものが9つぐらいあるのですけれども、 母子家庭でありますとか、障害者を受け入れ可能な施設とかいろいろあるのです。

また、自治体の独自の判断でやってもいいものの例示として、保育士さんの優先入所を挙げております。これは保育士さん御自身が御出産されて育児に入ったときにやめてしまうと、その保育士さんがもし職場に復帰できれば 30 人のお子さんを見られるわけですので、保育士さんを1人入れることによって、待機児童の解消が進むだろうというものです。

保育士さんが、実際にお住まいの市町村と勤務している市町村が違っている場合は、どうしても他市町村の保育士さんとなると、自分の住民を優先したいというお考えもあるので、この市境を超えた保育士さんの優先入所は、やはり誰かお声がけをして、お互いウイン・ウインの関係になればうまくいくのでしょうけれども、音頭とりがいないとなかなか難しいとよく聞いている話で、アンケートに答えてくださったとある県ではこういう協定が、この協議会の成果として制定されたとおっしゃっていただいています。

その他は各市区町村間の課題の共有ができた。問題事例や好事例の共有ができたといったことを頂いております。

ちなみにこれは 16 都府県で設置されていますけれども、有益が 15 ですので、実際に 1 つの自治体では、ここは有益ではないというお答えを頂いております。ちょっと文字にはしておりませんけれども、有益ではないというお答えの理由です。総論としては参加市町村がこういう取り組みはいいですねと言ってくださる。ただ、いろいろなことをその場で話し合って、それぞれの市町村に持ち帰ると、やはり市民・市議会の理解が得られないといったようなお話があって、結局、総論は賛成だけれども、各論ではなかなか言ったとおりに取り組んでくださらない。結果的に取り組みはなかなか進みませんよというお話を頂いています。

これはこれですごく正直なお答えなのではないかなと、評価をされている 15 都県でも多分同じ悩みを抱えていらっしゃるのかなというか、我々と自治体の関係も似たところがございます。それぞれの首長さんを抱えて、それぞれの議会があるわけで、都道府県と市町村も必ずしも上下関係ではありませんので、その中で課題を共有し、一つの方向を向いていく取り組み自体は、私は間違いなく必要だし重要だと思っていますけれども、枠組みができたからといって、みんな右向け右で同じようにすぐにできるわけでもないと思いますので、やはりこういう悩みを抱えながら進めていらっしゃるのかなと、それが強く出たところとそうではないところで評価が分かれたのかなと思っております。

それから、2点目でございますけれども、きょう御説明いたしますが、協議会を設置した場合の財政支援のいろいろな措置を用意しております。立ち上げのときには少し時間的な問題もあって、余り支援措置が十分でなかったのですけれども、平成31年度の予算からは、支援措置をかなり充実させております。こういったものの継続の可否についてもお聞きしておりますけれども、全ての都府県で継続を希望されてございます。

おめくりいただきまして、2~3ページにかけてが実際の設置状況でございます。これは全て御説明するお時間もございませんけれども、おおむね待機児童対策協議会で取り上げられている内容といたしましては、保育の受皿整備そのものの話とか、市境を超えた広域利用の話、あと、やはり保育人材の確保も広域的な対応が必要で、課題として取り上げられている市区町村が多うございます。

その他のいろいろな夜間の保育だとか、病児保育だとか、そういったややマイナーな多様な保育の広域利用もあるかと承知しております。埼玉県さん、千葉県さん、神奈川県さんなどはもう5回の回数を数えていらっしゃいます。

次の4ページでございます。先ほども少し触れましたけれども、待機児童対策協議会に参加した自治体への財政支援でございます。大きく3つの柱にしておりますけれども、1つは保育の受皿整備が進むように支援のかさ上げでございまして、ここでは3つ挙げてございますけれども、賃貸物件で保育所向けに改修をするときに必要となる経費の補助を行っております。この補助は通常2700万円を補助基準額としております。それ以上かかれば自腹になるわけですけれども、対策協議会に参加されている市区町村での改修費については3500万円まで補助させていただいております。

それから、都市部でそもそも建物自体を借りてやるときの賃借料の補助も行っております。補助というか、賃借料を公定価格で加算しているわけです。その加算につきましても、もともとの賃借料の加算は公定価格の中で、一応全国一律のものがありますけれども、都市部だと実勢の建物賃料が公定価格の加算より高い場合がございます。通常は公定価格で想定しているものよりも3倍を超えたときに、2200万円を上限に補助をするのですけれども、そこのハードルを下げて2倍を超えた場合に1200万円まで補助をする中間の類型もつくっているということで、ここは補助の対象拡大でございます。

3点目でございますけれども、まさに待機児童対策協議会で広域調整のためのいろいろな提案があったときに、実際に個別案件でそれを調整して回るようなコーディネーターの方を都道府県に置けるように、人件費の補助を 260 万円ぐらいのものを用意しております。それから、右に参りまして保育人材の確保ですけれども、今、保育所版のナースセンターと申しますか、保育士・保育所支援センターが、都道府県、指定都市、中核市に置けるようにしていまして、これは保育所側の、こういう保育士さんが欲しいという求人情報と潜在保育士さんの、いずれ復帰したいという情報をマッチングして、就職に結びつけていくというものなのです。通常 2 人分のコーディネーターが置けるような人件費を用意しておりますが、協議会に参加してくださった場合には、その 2 人分にもう一人追加して 3 人分コーディネーターが置けるように補助額を上増ししております。

また、名前はセンターとついておりませんけれども、実質的に同じような再就職支援を 行うような職員、市町村単位でも置いた場合には補助できるようにしておりまして、これ は通常の市町村ですと1人分なのですけれども、協議会に参加していただいた場合には2 人目のコーディネーターが置けるような人件費の補助になっております。

それから、3番目でございますけれども、こちらは我々が想像しないような独創的な、 地域の実情に合ったいろいろな取り組みを自治体の方が思いつかれる場合もあると思うの で、上限 1000 万円でアイデア募集と言いますか、各自治体の方で、いろいろなこんなこと をやりたいので補助してほしいと考えていただいて、協議会に参加した自治体に限って上 限 1000 万円の範囲で補助ができる財政支援を用意しております。

こういった財政支援を行うための要件といたしまして、しっかり協議会を設置することは前提ですけれども、設置するだけではなくて KPI を設定していただいて、進捗管理をしていただくことも要件にしております。どんな KPI を立てるかということ自体も各自治体にお任せをしているのです。通知の例示といたしまして、例えば待機児童数が前年度よりふえたか減ったか等々、ここに書いてあるようなことを例示にしまして、各自治体の方で KPI を設定し、その進捗を管理していただくことを、この成績が悪かったら補助を打ち切ろうという発想は余りないのですけれども、少なくとも KPI を設定して、しっかり進捗管理をするプロセスはしっかり踏んでいただきたいということでございます。

資料の説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対して何か質疑がありましたらどうぞ。 森下先生、どうぞ。

- ○森下座長代理 成果が出ているみたいで大変いいなと思ったのですけれども、3割の待機児童のところでは、児童対策協議会は結局まだないわけですよね。3割のうちの一番大きいところはどこが残っているのですか。
- ○竹林保育課長 一番大きいという意味では兵庫県です。兵庫県は全国で2番目に待機児 童が多いのですけれども、まだ設置されてないです。
- ○森下座長代理 設置を促すのは難しいのですかね。
- ○竹林保育課長 全国の自治体にこのような支援策も用意した上で設置や働きかけをしていて、今年の都道府県向けの説明会でもこういった財政支援のメニューもお示しをして、 更に働きかけをしているところです。

兵庫県は特に待機児童が多いので、機会があれば直接事情も聞いてみようかと思います。 これは全くわからないのですけれども、もしかして兵庫県の仕事のしにくさという意味で 言えば、神戸市という指定都市があって、中核市が尼崎、西宮、明石、姫路と4つあって、 待機児童のほとんどがこの指定都市と中核市に集中しているのです。

- 一方で、県と一般市町村の関係と、独立して県と同じ権限を持っている指定都市・中核 市の関係は、やはりどこの県でも多少距離感はあると思うのですけれども、特に兵庫県の 場合は待機児童の大半を抱えているところがことごとく指定都市・中核市になっているこ とで、待機児童対策の取り組みをする際にちょっと県としてもやりにくい面もあるのかな と。ただ、事情はまた聞いてみたいと思います。
- ○森下座長代理 でも、大体多いのはどこでも指定都市です。それを言い出すと、それこそ大阪都構想みたいな話になってしまうのだけれども、せっかく大きなところが1か所残っているのであれば、ちょっと兵庫県は働きかけてもらわないと。ちなみにその次に待機児童が少ないところはどこになるのですか。あとはもう小さいところばかりなのですか。
- ○竹林保育課長 もう一つ大物が残っておりました。沖縄県です。そういう意味ではまだ 全国の2位、3位が抜けていまして、東京が1番なのですけれども、2位が兵庫、3位が 沖縄です。
- ○森下座長代理 是非大物を何とかたたいてもらわないと。
- ○竹林保育課長 わかりました。
- ○八代委員 先ほど、一番最後で KPI のときに待機児童が減っているところはというお話があったのです。待機児童の問題点は保育所をふやせばふやすほど潜在的なものが出てきて、必ずしも自治体の努力と直接関係がない面もあるので、それによって補助金を減らすことはないということですが、もうちょっと補助的な指標、例えば未就学児童に占める保育所在籍児童数みたいなものがちゃんとふえていれば、それはそれでいいのではないかと思うわけです。

これは昔からの議論で、待機児童という目標を打ち立てるのは実はおかしいというか、

もうちょっと潜在的な待機児童を、そういう考え方はたしか厚労省も一時あったのですよね。今でもあるのか。せめて、それと併用しないと、自治体の努力がちゃんと反映されないのかなと思うのですがいかがでしょうか。

○竹林保育課長 ここに書いておりますのは、あくまでも例示として国の方でお示しした ものであって、どういう KPI で各都道府県内の施策の進展を図るか自体も、この協議会で 県と市町村でよく話し合っていただいて、その県ならではの KPI をつくっていただければ と思っています。

私たちが申し上げたかったのは、漫然とやるのではなくて、内容は別に待機児童にこだわっているわけではないのですけれども、ちゃんと何を目標にするかということ自体を構成自治体で話し合って共有認識を持って成果を見ていく。予定どおりいく場合もあれば、いかない場合もあるでしょうけれども、いかないのであれば、その原因は何なのか。そういうプロセスを踏んでいただきたいということであって、ここにあくまでも例と書いてありますように、各自治体で御判断を頂くことであります。

○安念座長 大田議長、どうぞ。

○大田議長 この協議会を設置した狙いについて再確認しますと、32 年度まで国の予算がしっかりと確保され、それを使って待機児童ゼロを実現すると。その予算を最大限に生かすためには県も参画してもらって、関係者総意のもとで、でき得る限りのことをやる、というのが協議会のねらいでした。いろいろ御努力してくださっているわけですが、本当にこれで待機児童はゼロになるでしょうか。

31年度予算はもうスタートしているので、来年度予算までですね。本当にこれでいいのかと。この協議会という枠組みを使って、より強力に予算を活用して、本当にゼロにしていく。端的に言うと、この東京都の 5,414 人がゼロになるのかというところなのですが、そこはどうお考えになっておられますか。

○竹林保育課長 本当にゼロになるのかどうかは正直結果の話なので、今、絶対ゼロになりますとか、なりませんとかはちょっとお答えしづらいのですけれども、少なくとも今進めている対策の考え方は、先ほど八代先生からもお話がありましたように、今、目の前に見えている待機児童だけではなくて、潜在的な保育ニーズも含めた保育ニーズに対応できる受皿を整備していく。

具体的には、潜在ニーズの捉え方も過去いろいろな変遷があって、前の計画では住民に対する潜在就労需要のアンケートみたいな主観的なものから導き出した時代もありましたが、女性の働きたいという潜在的な希望自体も社会環境の変化によって、更に潜在的な希望自体も上昇していくこともどうもあるようなこともわかりましたので、今の対策の考え方は、女性の就業率が80%になったときに大体女性の就業率と保育所の利用率は相関性が高いので、女性の就業率80%に対応する保育の受皿を整備する。80%というのは、大体M字カーブが解消されるというか、30代前半・後半の女性の労働力率もその前後と変わらない水準ですし、スウェーデンよりは少し低いけれども、フランスとかドイツより高い大体

主要先進国並みの水準なので、そういう働き方に対応できる保育の受皿を整備すれば、待機児童がほぼゼロになっていくのではないかという考え方でやっているわけです。

ただ、現実には日本全国のマクロで保育の需要と供給が合うだけではなくて、実際は通っていける生活圏域で更にそこの需要と供給がマッチしないと、本当の意味での待機児童は解消しないので、今の目標の考え方はそういうことで一定の合理性があると思っているのです。それに向けて各自治体ごとの計画もつくっていただいていて、おおむね国の方針に沿って、各自治体も今後の意欲的な整備計画を立てていただいているのですが、全国津々浦々の生活圏域で本当に需要と供給がマッチするところまでいけるかというのは、精いっぱい頑張りますとしかちょっと申し上げられない状況です。

○大田議長 潜在的に生まれてくる待機児童のことまで申し上げているつもりはありません。少なくとも私たちが議論させてもらっていたときに東京で起こっていたように、保育園がないから仕事を諦めなければいけないとか、保育園の空きを狙って転居をしなければいけない、といったことだけはなくなるようにしようと。そのためにはやはり広域での推進がどうしても必要ということで、この協議会を考えたわけです。

本当に協議会での取り組みがそういう路線に乗って進捗しているかどうか若干懸念したという質問です。別にお答えいただく必要はないのですが、来年の今、待機児童の数字が本当に改善しているのか、大きく改善しているのかということなのです。この協議会ででき得る限りのことをやるのだと、本当に困っている親はなくなるようにするのだ、ということで進んでいるのかという若干の懸念がある、ということを申し上げたかったのが1点です。

それから、待機児童は特に東京が深刻なわけですが、東京、大阪、岡山といったところで、取り組み事項は「協議会が別に定める」となっていて、具体的に何をしておられるのかよくわかりません。私どもがヒアリングしたときも、自治体の取り組みによって待機児童数は全然違う。ゼロを達成する自治体がある一方で、800人もの待機児童がある自治体もある。だから、この協議会で広域連携して、保育の受皿を広域にするという必要性がありました。それが今の時点で「別に定める」で終わっているのですが、ここは大丈夫なのでしょうか。特に東京については、大丈夫なのでしょうか。

○竹林保育課長 東京のことをつぶさに承知しているわけではないのですけれども、どういうことを協議するかそのものも、ほかの県は割と協議会を設置する前に、こういった議題で話し合いましょうと先に決めてから皆さんが集まっている感じなのです。東京は何を議論するか自体も協議会で要望をとって、協議内容自体を協議会で決めていきましょうというスタイルでまず集まってもらうと承知しています。

自治体の方から、どういうことを話されたいかと要望を東京都がとった時点では、一番 要望が多かったのは多様な保育、先ほど少し申し上げましたけれども、土曜日の協働保育 であるとか、夜間の保育であるとか、医療的ケア児みたいな一部の保育所でしか対応でき ないような経管栄養とかが必要なお子さんの対応が一番で、2位が保育人材の確保であっ た。3点目が企業主導型保育を有効に活用する仕方であって、4番目が東京都に多い小規模保育です。ミニ保育所みたいなものの活用の方策である等々をやっている。

この要望が多かったものから順次潰していくスタイルだと聞いていますので、これからもしっかりやっていただけるのだと思っていますけれども、この資料上は今みたいなたてつけであったので、協議会が別に定めるという設置要綱に書いてあるものをそのまま書かせていただいた次第です。

大田議長がおっしゃっていることは、私は趣旨もよく理解をしておりますし、自治体に もよくお話をして、御理解いただいたところがこの協議会を設置していただいているのだ と思っております。

先ほど、一部の県で有効ではないという御意見の理由も御紹介したように、部外にいると、意外と自治体行政は広域に連携すればうまくできそうなことがたくさんありそうに思うのですけれども、自治体同士が集まっていろいろ一つの方向を向いて議論していくのは意外と難しいということで、逆に法律が通って1年余りで少なくとも協議会という組織をつくって何回かの開催実績を重ねるところが16県できていること自体は、まず第一報としては評価していただいていいだろう。

もちろん集まるだけでは駄目で、成果を上げていかなければいけないのはおっしゃるとおりで、別にこれはここで満足するつもりはないのですけれども、私の見たところでも結構 16 県も実例ができていること自体はまず第一報としてはよしとして、その上で、その中身をしっかり入れさせていくところにまた注力したいと思っております。

○大田議長 16 になって、御努力いただいていることはよくわかります。協議会の枠組みができたときは、厚労省が予算をとってくれませんでした。一生懸命話し合ってこういう枠組みをつくったのに、本当にスズメの涙のような予算しかなくて、それで本当に待機児童をなくすお覚悟があるのですかと激しくやり合った記憶があります。しかし、昨年度はやっとこうやって予算もとっていただいたと。本当にこれを効果的にするために、まだやるべき施策があるのならば、来年度予算ではもっと増額していただいて、インセンティブをしっかりつけてもらって、やはりゼロを目指していただくことをお願いしたいと思います。

- ○安念座長 八代先生、どうぞ。
- ○八代委員 それに関連するかどうかなのですが、せっかく竹林課長がおられるので、先ほど言われた80%で保育所需要がなくなるということは、私は重大な間違いだと思います。なぜかと言うと、女性のM字型カーブは未婚と既婚の労働力率の合成なのです。

今、確かに日本のM字型は急速に底が上がってきてスウェーデンに近づいているのですが、私の計算だとそのうちの3割ぐらいは未婚化が進んでいるからなわけで、未婚女性は保育所は要らないのです。だから、保育所の需要と関連した女性の労働力率を見るのならば既婚女性を見ないと意味がないので、まだ子育て期の既婚女性の労働力率は60%ぐらいなのです。

そうすると、未婚女性とするとあと 30%ぐらい差があるわけで、とても平均して 80%になったら、そこでもう待機児童がなくなるというのは余りにも楽観的な考え方で、誰がそういう計算をされたのか、これは厚労省でやられたのかもしれませんが、ちゃんとした労働経済学者等の議論を経て、こういう目標を立てられたのか。これはちょっといかがなものかと私は思うので、そこも是非次の機会にちゃんと検討していただければと思います。あくまで目標は既婚女性の就業率だということです。

○安念座長 これは結構前から論点だったと思うのですが、既婚・未婚に分けて考えるべきだというのは御省的にはどうお考えなのですか。

○竹林保育課長 正直、この目標を立てたときはまだ担当しておりませんでしたので、どれぐらい詳しくその議論をしたのかはちょっと承知をしておりませんけれども、おっしゃることは理解できます。

ただ、今やっているのは3年間という割と短期のスキームがまず目標で、これまでも待機児童解消加速化プランとかやってきましたけれども、それもかなりいろいろな支援策を講じて5年間で53万人分の受皿を整備してきて、大体年間10万人ぐらいの整備というのが、待機児童解消加速化プランを平成25年に始めるまでは年間4万人分ぐらいの受皿拡大だったのを、大体10万人強のラインまで持ってきています。

今の子育て安心プランは、3年間で32万人ですから、これまで5年間やってきた大体年間10万人ペースを更に維持していこうということでありますので、この3年間の精いっぱい頑張れば実現可能な目標という部分もある。

もちろん考え方として 80%と申し上げていますから、そこの説明責任も負ってはいるのですけれども、例えばこれを年間 20 万人ペースにもできるのかというと、それはもう事実上、保育士の制約などもあって、まずはこの 32 万人を達成する。これとて容易なことではありませんので、そこをしっかりやっていきたい。その上で、また待機児童が本当にゼロになれば一番いいですけれども、八代先生がおっしゃるように、それでゼロにならないことがもしあるとすれば、その原因はどこなのかと、今おっしゃったような話だとすれば、その次のときにそういう議論はしっかりさせていただきたいなと思っております。

○八代委員 これは昔の規制改革会議で皆川課長とさんざんやったのですが、そのとき皆川課長は、あなたたちの言うことをやるためには児童福祉法を改正しないと無理だと言われたわけです。やはりこれだけ待機児童がいつまでたっても減らないのは、もう福祉の概念でやっていて、ごく一部の貧しい家庭を政府が面倒を見るためにこういうお金をつぎ込んでやるという考え方自体が限界があるのではないか。やはりそういう保育サービスは、はっきり言えば、やはり未就学児を持っている600万近い家庭が潜在的にニーズがあるので、これはもう介護と同じように市場サービスとして対応するようにしないとできないのではないかという議論を10年以上前にやったわけです。やはりどこかでそういう検討を始めていただけないか。

保育所は介護で言えばデイケアセンターです。デイケアセンターに待機老人はいないわ

けですから、それはやはり福祉の基礎構造改革をやったことで、介護の方は、少なくとも 施設介護は別にして通所介護はもう解決しているわけです。なぜ同じことが保育でできな いかと言うと、これはやはり基礎構造改革に保育が乗っていないことにあるのではないか というのが、そもそもの問題意識なわけです。

同じ厚労省なわけですから、なぜ保育だけが介護と同じことができないのかというのが、 我々が非常に不思議なことであると。20 年前の 2000 年の改革です。そういうことも含め て、今ここでお答えは無理ですけれども、是非御検討いただければと思います。問題は児 童福祉法にあるということです。

○竹林保育課長 1点だけよろしいでしょうか。先生がおっしゃっていることを重く受けとめているわけで、1つだけ補足させていただきますと、確かに皆川課長の時代は大先輩で大分昔だと思うのですけれども、先生がおっしゃっているような問題意識に答えるための制度改革として、平成27年度に消費税財源を使って始めた子ども子育て支援新制度があります。

形としては児童福祉法を大改正するのではなくて、児童福祉法の上にもう一つ看板を掲げましたが、子ども子育て支援法は、保育所の利用も含めて給付と位置づけて、当然介護認定があるように、保育の必要性の認定は自治体が行いますが、認定をした以上は全員に給付を受ける権利がある。つまり一部の限られた人に対する救貧施策から脱して、普遍的な社会保障の必要性があるものには全員に給付をすると。もちろん待機児童とかは解消していませんので、建前どおりになっているかと言うと、まだなっていないわけですけれども、一応制度の考え方としては、そこは脱皮しようとして、27年度に1つ改革が行われております。

○八代委員 だから、それは旧来の福祉を残したまま、新しいものをやるというやり方でして、ちょうど安念先生もやられていた借地借家法を維持したままで、定期借家権をつくるのとよく似たやり方なので、やはり元の認可保育所自体が、巨大な固まりが福祉法の措置制度のまま残っているのが大きな問題ではないかと思います。とにかく御趣旨はよくわかりました。ありがとうございました。

○安念座長 構成市間の協定が結ばれている実例があると御説明を頂きましたが、これは 広域運用と言いますか、お預かりする子供さんの問題もあるし、保育所の先生の問題もあ る。両方広域運用しなければいけないことは、それこそ総論としてはみんなわかるのだけ れども、なかなか進まないのも確かで、先ほど竹林課長がおっしゃったように、自分のム ラに持ち帰るとやはりいろいろ言われると、これもよくわかるのです。だからこそ、こう いう実例があるのですよと厚労省さんなりに横展開していただく手もあろうかとは思うの ですが、どんなものでしょう。もう既に実例が出た以上、これをやってみたらどうですか と働きかけていただく可能性はないものでしょうか。

○竹林保育課長 そういう意味では私どもも待機児童対策協議会が始まったばかりですけれども、これでそれぞれどんな成果が上がっているのかをよくキャッチして、確かにおっ

しゃるように全国に広めた方がよさそうなものは横展開を図って国の責任としてやってい くのは、まさにやらせていただきたいと思います。

○安念座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

きょうはどうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(竹林保育課長退室)

(小松室長、西川室長、西村企画調整官、小林課長補佐入室)

○安念座長 皆さん、お忙しい中、ありがとうございました。

次の議題は学童保育のフォローアップについてでございます。

きょうはたくさんの方におみえを頂いております。

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課の田村悟課長、

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室の西川由香室長、

同省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課の西村文彦企画調整官、

同省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課の小林美保課長補佐、

の皆様にお出でを頂いております。

それでは、早速でございますが資料2に基づいて、どなたから御説明を頂くことになりますか。では、お願いいたします。

○小松室長 本日、ここで御説明予定の子育て支援課長の田村でございますが、国会対応 がございまして、私は放課後を担当しております健全育成推進室長の小松でございます。 田村にかわって私から御説明申し上げます。

お手元の資料2に沿って一通り、厚生労働省の部分について御説明申し上げます。

まずは30年中の実施事項についてでございます。「子どもにふさわしい場所の確保」の実施事項eについてでございますが、御指摘の部分は「量の見込み」を算出する際に、放課後児童クラブとしてのいわゆる対象児童をきちんと見込めるようにしろというような御指摘でございます。これにつきましては別添資料1を御参照ください。昨年の12月27日に子育て支援課として各自治体の方に「量の見込み」についての事務連絡を発出させていただいております。

この事務連絡の中で、3枚おめくりいただきまして、赤い枠で囲んでいる部分でございますけれども、御案内のように放課後児童クラブの登録児童・対象児童につきましては、保育認定と若干異なりまして、いわゆるお父さんお母さんの勤務実態が短時間であっても対象とするような形にさせていただいております。今回、この事務連絡の中で明確に、そういった方がまず放課後児童クラブの利用者には含まれると。量を見込む観点では、こういった家庭の類型についてもきちんと見込めるように、自治体の方にお願いをさせていただいております。

続きまして、同じく30年度中の「子どもにふさわしい場所の確保」の中の実施事項dでございます。学校内の設置促進につきましては、御指摘事項の手続の簡素化・弾力化や予

算措置という部分がございますが、この予算措置について、厚生労働省としましては、また資料の2に戻っていただきますけれども、いわゆる余裕教室を改修、若しくは設備を購入して放課後児童クラブを実施する場合の補助を従来からやっております。この積極的な活用につきまして、今年の3月1日に行いました全国児童福祉主管課長会議において、お願いをさせていただいております。

資料2を1枚おめくりいただきまして、次に「多様な人材(担い手)の活用」の実施事項 b でございます。こちらにつきましては、御用意させていただいている別添資料2でございます。まず、御指摘事項につきましては、いわゆる認定資格研修の受講人数枠が不足している。これについては受講人員枠と研修回数を拡大するように都道府県に通知しようという御指摘、それから、今度は個々の放課後児童クラブに着目して、支援員の受講が進んでいない場合は、そういった放課後児童クラブを優先してというような御指摘を頂いております。

別添2の事務連絡3月29日でございますが、まず1番で自治体に対して受講人員枠、研修回数の拡大をお願いしております。それから、更に管内での受講が進んでいない放課後児童クラブについては、優先的にその研修を進めるように、自治体の方にお願いをしております。

あと、併せて優先的な受講につきましては、先ほど申し上げた3月1日の児童福祉主管 課長会議でも念押し的に再度お願いをさせていただいております。

次が「質の確保等」の関係で実施事項 a でございます。政府目標を達成するための工程表につきましては机上配付で、別添 3 を御用意させていただいております。こちらにつきましては、厚生労働省としましては、設備の①「放課後児童クラブを学校で実施するための既存施設の改修・設備の整備等の推進」についての予算措置、いわゆる補助金を実施しております。表のつくり方なのですけれども、2019 年度で閉じておりますが、これは単年度主義でございますので、今年度でやめるということではなくて、今年度はこれを措置しているということでございます。

もう1点、人材確保でございますけれども、放課後児童支援員の処遇改善につきまして も、31年度に2%の処遇改善を実施させていただいております。

それから、同じく「質の確保等」の実施事項eでございます。これについては、いわゆる放課後児童クラブについては、設置・運営主体が地域によって様々という中で、それぞれどういった類型があるかわかるように公表するという御指摘を頂いております。

別添資料4でございますが、毎年5月1日に調査でやっている中で、裏面をおめくりいただきまして、民立・民営、それから公立・民営について、その経営主体についてデータを調査の上、公表させていただいているということでございます。

厚生労働省の事項につきましては以上でございます。

○安念座長 ありがとうございました。

文科省さん、お願いします。

○西川室長 続きまして、文部科学省でございます。

私は放課後子供教室の事業の担当の立場でございまして、併せて本日は学校施設の活用という観点から、学校施設の担当とともに参っておりますけれども、便宜上、資料の御説明については、私の方からまとめて行わせていただければと思います。

お手元の資料3をごらんいただきたいと思います。第4次答申の中で御指摘を頂いた事項のうち、30年度中に対応するということで頂いておりました事項は、文部科学省の観点では大きく3点ございます。それぞれ御説明申し上げます。

まず、1点目が「子どもにふさわしい場所の確保」の実施事項 b でございます。文部科学省が策定しております小学校施設整備指針の中に「児童の放課後の居場所確保の重要性」について明記するという点につきましては、既に3月中に対応済みでございまして、後ろにつけております別添1のとおりでございますけれども、省内の有識者会議での検討も経まして3月に改定しました整備指針の中で、ごらんのとおり放課後の居場所確保の重要性について明記をしまして、こちらの内容については平成31年3月22日付けで学校設置者等に対して通知を発出している状況でございます。

資料3にお戻りいただきまして、2点目で同じく「子どもにふさわしい場所の確保」の 実施事項dでございます。こちらについては、既に取り組んでいる事項の周知でございま すけれども、具体的には厚労省とともにですが、文部科学省としては特に児童クラブの学 校内での設置の促進に向けまして、財産処分等の手続の簡素化・弾力化といった措置は既 に講じているところです。

これについて自治体で活用されるように周知を徹底するということで、別添2に詳細をおつけしておりますけれども、こちらにありますように、3月27日付けで通知を発出しております。内容としましては、学校教育以外の用途に国庫補助を受けて整備した学校施設の建物を転用する場合には、現状として国庫補助事業完了後10年以上経過したものについては国庫納付を免除することと、それから、一時的に学校教育以外の用途に活用する場合につきましては、財産処分手続はそもそも不要としておりまして、こういった手続の大幅な弾力化が図られていることについて、今回の新・放課後子ども総合プランにも言及した上で通知をしている状況でございます。

それから、資料3の最後の点が、先ほど厚労省さんからも言及のありました「一体型」 推進のための工程表の策定でございます。ちょっと行ったり来たりで恐縮ですけれども、 策定したものは先ほどごらんいただきました厚労省さんの資料の別添3を共有させていた だければと思います。こちらの色のついている工程表が3月中に策定をさせていただいた ものでございますけれども、このうち、文部科学省の関連の部分について御説明をさせて いただきたいと思います。

こちらの資料の構成としまして、1枚目がいわゆる工程表でございまして、その各項目、 ①などいろいろ番号を振っておりますが、それぞれについてもう少し詳しく説明したものが、それ以降順次ついている構成になってございます。これを1枚ずつちょっとおめくり いただきながら簡単に御説明させていただきます。

まず2ページで、場所の関係でございます。こちらの①、②はまさに今申し上げた点と同じことを記載しておりまして、昨年度中に対応しているということでございます。

続きまして、3ページの(1)の③「学校施設の管理運営上の責任の所在の取決めに関するひな形の作成・周知」につきましては、第4次答申で平成31年上期に対応するとしていただいているところでございますので、本年6月までを目標に作成をするべく、今、厚労省さんとともに調整中でございます。3月には先行事例の1つであります千葉市の方も訪問させていただいて、実際のひな形を作成されている事例があるのですけれども、こちらが実際にどのように運用されているかといったことも、学校施設の担当とともに視察をさせていただいてまいりました。その他、先行事例の研究を進めながらひな形の準備を進めているところでございます。

続きまして、④「学校施設の活用に関する好事例の周知」については、実は既に行っている取り組みでございます。いわゆる余裕教室の活用が更に促進されるようにパンフレット等を作成しておりますが、これをホームページでも周知しているのですけれども、引き続き行政説明等の機会を活用しながら、しっかりと周知を図ってまいりたいと思っておりますし、必要に応じて継続的に実施をしてまいりたいと考えております。

続きまして4ページでございます。先ほど(2)の①につきましては厚労省の方からお話がございました。②が放課後子供教室の関係でございまして、文科省が設備関係の補助金を用意してございますけれども、放課後子供教室を新規でやる場合に、初年度に限って設備費を21万円という上限で補助させていただいておりますが、これについて一体型として実施する場合には上乗せを行って42万円ということでインセンティブを付与しております。これについても引き続き継続してまいりたいと思ってございます。

それから、5ページの(3)の①は児童クラブのお話でございまして、先ほど厚労省さんからありました。

②が放課後子供教室の人材の確保策でございます。こちらも予算事業でございますけれども、一体型は子供教室の方に児童クラブのお子さんも一緒になって様々な学習・体験プログラムに参加ができますので、やはり多くのお子さんを受け入れるために多様なプログラムを企画したり、それを受け入れるためのボランティアの確保もしていかなければなりません。そういったことに対して、文科省の中では「地域学校協働活動推進事業」という補助事業によりまして、具体的なプログラムの企画、人材のコーディネート等を行う地域学校協働活動推進員の配置などへの主として謝金にお使いいただける補助事業を実施しております。これについても継続的にやっていきたいと思っております。

もう1枚おめくりを頂きまして、最後の(4)「連携について」は、いわゆる両事業の 自治体のそれぞれの担当者の連携でございます。①につきましては、厚労省と文科省とで 連携してというお話ですが、一体型の優良事例は、現在でもいろいろと収集して発信はし ておりますけれども、これについてもう少し力を入れて、優良事例を発掘して、引き続き 関係者に発信をしてまいりたいと考えております。

②の「総合教育会議の活用促進」につきましても、総合教育会議といいますのは御案内のとおりですけれども、首長と教育委員会が協議・調整を行う場として平成27年度から制度化されている仕組みでございまして、平成30年度現在、全ての自治体で開催をされております。実はその中で首長と教育委員会にまたがるような事項として、総合的な放課後対策というテーマがあるわけですけれども、これについて、直接的に扱っているかを実態調査で見てみますと、まだ全国の自治体の2割ほどでしか扱われていない実態がございますので、これを引き続きもう少し促進していくような動きをとってまいりたいと思っております

逆に話し合われた結果としてアンケート調査で見えてきますのは、例えば協議を行った成果として児童クラブのための学校施設の改修予算をふやすことができたといったような事例も承知をしてございますので、そういった扱うことについてのメリットについても発信してまいりたいと思っております。

7ページをごらんいただきまして、上の(4)の③「放課後児童クラブの待機児童数等に関する公表」でございます。こちらは厚労省と文科省とそれぞれ答申の中で、待機児童が一定数以上いる市区町村ごとの小学校数、児童クラブ数、子供教室数、余裕教室数、待機児童数をそれぞれ本年度中に公表するということで御指摘を頂いております。実は市区町村ごとの数については、学校基本調査等で小学校数についてはありますけれども、例えば子供教室数ですとか、余裕教室数の市区町村ごとというのは、従来は積極的に公表してこなかったものでございますので、これは新たな取り組みとして行わせていただくよう準備を進めております。

最後になりますけれども、④「一体型の実施に向けた更なる課題の調査」でございます。 既に課題については洗い出しを頂いて、こうして御指摘を頂いているわけですけれども、 やはり進めながら、更に1万か所以上という目標に向けまして、また、保育の状況等もこ れから進んでまいるときに、児童クラブの待機児童等を含めて、状況を見ながらさらなる 課題の洗い出しも引き続き行って、対策をしてまいりたいと考えております。

少し長くなりまして恐縮ですけれども、私からの説明は以上でございます。

- ○安念座長 ありがとうございました。
 - では、どこからでも結構ですので。
- ○小松室長 済みません。私が御説明を申し上げた中で1点だけ訂正をさせてください。 工程表の説明の中で人材確保、厚生労働省は処遇改善に予算措置をしているという説明 の中で、今年度も2%という説明をさせていただきましたが、これはほかの制度と誤解し ました。

実際、放課後児童クラブにつきましては、工程表の資料の5ページの①にあるとおり、29年度予算から職員のキャリアに応じて3段階の処遇改善を予算上実施しております。まずは職員を対象に月額12万8000円の処遇改善、それから、キャリア5年以上の方で研修

を受けた方は年額 25 万 6000 円、10 年以上のキャリアを持って、かつ、いわゆる管理者の業務をしていただく方には 38 万 4000 円という、これを 29 年度予算から実施しております。先ほどの 2 % 云々は、私の完全な思い違いでしたので訂正させていただきます。

○安念座長 わかりました。ありがとうございます。

では、御指摘いただくことがありましたらどうぞ。

○池本専門委員 厚生労働省さんの方に2点質問です。

まず、今お話のあった処遇改善の部分につきましては、保育の方も今進めている中で、 実態として、国でこうやってつけているけれども、市町村レベルで見るとやっているとこ ろとやっていないところがかなりあって、保育については実態調査をして、例えば県の中 でそれをやっている市町村が何%とか、あと、施設数のうちの何割はそれの対象になって いるかなども、かなり把握している状況なのです。放課後児童クラブについては、そうい った市町村別とか、施設数の大体何%がこの対象になっているかとか、そのあたりの調査 などはどんな状況でしょうか。

○小松室長 いわゆる保育のような職員個々の処遇改善や給与がどうなっているかまでは、まだ放課後の方は調査できていません。今、先生が御指摘のように、一方で放課後児童クラブにつきましては、市町村の財政事情もあって、国の基準額を上げてもなかなか自治体がついてこられない実態があります。これはいわゆる人件費だけに限らず、大半はもちろん人件費だとは思うのですけれども、放課後児童健全育成事業が昔から抱えている課題だと承知しておりますので、どこまで実態が把握できるかはありますけれども、問題意識は持っておりますので、そこをどのように自治体で底上げできるかは引き続き検討したいと考えております。

○池本専門委員 もう一点、先ほどの運営主体について、毎年実態調査で公表されているということだったのですけれども、これも本当にざっくり全国のデータで、それ自体も重要なのですけれども、実際にヒアリングとかで現場に行きますと、本当に隣の市町村で全部公営と全部民間みたいなところもあります。それを市町村別に公表するようなことも、今回、待機児童数については市町村別に公表するという御予定もあるということですが、合わせて運営主体についても、東京都などでは市区町村別のデータを公表して、自治体もあるのですけれども、そこのところも是非、要するに現状をまずオープンにしてから御検討いただけないかなと思います。

○小松室長 これも今、御指摘いただいたとおり、放課後児童クラブはいわゆる親の会から発足しているものもあれば、本当に行政が主体的にやっているところと千差万別、地域によって成り立ちが全く違うということもございます。実態把握は非常に重要だとは思うのですけれども、一方で自治体の事務負担とか、そういったこともありますので、その辺の兼ね合い、バランスを考えながら、必要な実態は把握できるように引き続き課内でも検討したいと考えております。

○池本専門委員 今、この全国のデータをつくるに当たって全部市町村からのデータを集

められていると思うので、市町村の負担では特にないかと思う。

- ○小松室長 このデータがということではないと思うのですけれども、例えば市町村ごとのデータを出す、出さないに当たっては、基本的に放課後のほかのデータなどもそうだったりするのですけれども、市町村に了解をもらった上で出すようなことをやっておりますので、ちょっと今、にわかに市町村別のを必ずしも出す方向で検討ということまでは申し上げられないという意味でございます。
- ○安念座長 なかなか地方分権の世の中は難しゅうございます。データがないはずはない んですが。
- ○池本専門委員 全国でどうなっているかというものが把握できないと、利用者からしても自分の自治体がどういう運営主体でやられているかというのは、オープンにしている自治体もありますけれども、それが隣の自治体だとどうやっているかということを利用者が知る手段が全然なくて、もし厚労省さんの方で市町村別のデータが公表されれば、市民の側もこういったやり方をもっとうちでもできないかとか、何か動きが活性化するかなと思っておりまして、ちょっと大変だということはわかりました。
- ○安念座長 すぐにできることではないですけれども、税金で運営している制度なのだから、住民に対してはいろいろなデータをオープンにするのは当たり前ですよと自治体さんを御説得いただけないかなというのが私どもの希望です。よろしくお願いいたします。 ほかにいかがですか。
- ○森下座長代理 文科省さんに、別添3の7ページのところです。「放課後児童クラブの 待機児童数等に関する公表」で、公表したことで何か気づきの点はありましたか。
- ○西川室長 実はこの点はこれからでございまして、まだちょっと公表には至っていない 状況でございます。
- ○森下座長代理 公表するだけだったら、そんなに意味はないと思うので、その中で具体的にどう解決すればいいのかとか、余裕教室があるにもかかわらず待機児童が多いとかそういうことが出てくると思うので、そこで何をするかが次のポイントだと思うのです。一応 2019 年度中ということは、これはいつごろ公表予定なのですか。
- ○西川室長 年度内ですので、来年3月までではありますが、なるべく早くできるところ から公表していきたいと思っております
- ○森下座長代理 これは調査はもう終わっているのですよね。調査もこれからですか。 調査をどのようにやるのですか。
- ○西川室長 例えば私が担当しております放課後子供教室数につきましては、2018 年度の データをこれからとって公表ということを考えておりました。
- ○森下座長代理 多分重要なのは余裕教室数と待機児童数だと思うのですけれどもね。
- ○安念座長 すぐに気がつくのはそれですね。
- ○森下座長代理 これはいつぐらいの予定なのですか。どのように公表するのか。
- 〇小林課長補佐 余裕教室の調査は平成29年12月に発表しているものがございまして、

都道府県や市町村別の余裕教室数は現時点では公表していないのですけれども、今後、都道府県を通じて市町村にこの数を公表していいかを確認する作業を行いますので、年度内のなるべく早い段階でホームページ上に公表したいと考えております。

○森下座長代理 基本的には早急にという話と、やはり一番大きいのは待機児童との関連性ですから、そこのところをしっかり見られるような形でやっていただかないと、公表したとしても次につながらないのではないかというのを危惧するので、是非早めの公表と、ここから何を見いだしているのかは是非考えていきたいなと思います。

○安念座長 本当は校区ごとに出していただくのが一番よくて、自治体で一まとめにする と、そこの因果関係が実はよくわからないのだけれども、今回は、文科省さんにはここま でが出していただけるぎりぎりのところだという御努力を頂いたのでそうなっているわけ ですね。

○池本専門委員 あと、今と同じところの7ページの④の「一体型の実施に向けた更なる課題の調査」となっているのですけれども、既にいろいろやっていて、現場なども回られていて、障壁となっている事項などはある程度御存じなのではないかとか、結局、放課後子供教室はかなりボランティアに頼っていて、それが今、地域の力がなくなった中ですごく難しくなっているのではないかと感じております。

例えば放課後子供教室はボランティアでやっているので、親が協力できない子供は通えないとかそういう制約があったり、一体型ということを子供教室と放課後児童クラブという話でこれまでずっと来ていたのですけれども、改めて別の制度の、この一体型は今、ほとんど児童館でこれまで進めてきたことと余り変わらないような実態があって、児童館であれば、児童館の職員としてきちんと人を配置して、そこに児童クラブと一体化ということがむしろしやすいのではないかと思うのです。

この議論の中でちょっと話は逸れてしまうのですけれども、児童館をどうしていくかという検討がどこかでされているか。私もいろいろ一体型を調べていきますと、例えば広島市さんですと、全部の学校に児童館があるので、放課後子供教室はやらないような自治体もあったりします。そうすると、これを目標に定めても、別の児童館という制度でやっているところもあったりすると、ちょっと何かぐちゃぐちゃした感じになっていて、学校内の空き教室で児童館をやるような自治体も幾つか私の方でも把握しているのですけれども、そのあたりの児童館の検討と、この子供教室、児童クラブー体型の検討の方は何か動きがあるのかということです。

長くなって恐縮です。

- ○安念座長 私の方が聞きたいです。今の広島県の話は、全ての学校に、学校とは別の建 物として児童館があるという意味ですか。
- ○池本専門委員 基本的には1小学校1児童館で、学校内にあるのが大半で、あるいは隣接とか離れたところにある場合もある。校庭内に児童館を建てているところも。
- ○安念座長 そうですか。いかがですか。児童館の位置づけを改めて問題化するのはその

とおりだと思うのですが、何か御検討になっていらっしゃいますか。なければないでいい ですよ。

- ○小松室長 もともと、児童館の中で放課後児童クラブ室を設置してというのは、従来から厚生労働省の方で進めている施策です。
- ○安念座長 そうですよね。
- ○小松室長 放課後子供教室との一体型は、あくまでも子供の動線という言い方が正しいのか、学校が終わってから敷地内で一体型ということで進めているので、そういう意味では別々のものとして今日まで来ていることだと思います。
- ○池本専門委員 別物だと思っていたからあれなのですけれども、学校内に児童館を持ってきてしまう新たなアイデアでやっている自治体も、札幌などもそういう感じで、仙台でもマイスクール児童館という空き教室が児童館になっていて、いろいろ児童館内のクラブなどを見学させていただくと、例えば放課後子供教室だと、どうもボランティアができる範囲のプログラムがあって、そこに子供が参加する。

そうなると、余り子供に人気のないプログラムができて、余り人が集まらないみたいな話もある中で、児童館ですと、児童館の子供たちの意向を聞いて、児童館の職員が希望をかなえられるようなクラブ活動を児童館内に幾つも設定していく取り組みなどもあると、むしろそういったやり方も一体型という形の中で広げられないのかなと、ちょっと事例を見ながら考えたもので、そのあたりも何か御検討いただければと。

- ○安念座長 可能というか、児童館は施設の名前だし、一体型は事業の名前だから、今のようなやり方はあり得るということなのですか。
- ○西川室長 関連になりますけれども、文科省は社会教育施設と呼ばれる公民館などでも同様の事例があると思ってございます。実際、子供教室自体も7割ほどは学校の中でやっておりますが、その他、裏を返すと公民館ですとか児童館でやっている場合もありまして、いずれにしましても地域の実情に応じて様々な形をやっていただいて、その多様性を認めているのですけれども、学校施設という安全性も確保された中でコスト的な効率性もいいという観点も含めて、やはり学校施設を中心的に政府としては進めていこうというのが1万か所以上という目標だと理解しておりますので、2万か所と言い切ってないところが、そういう意味合いも含まれているのかなということです。

方向性としては、学校施設をなるべく使っていくことですが、今、池本委員に御紹介いただいたような児童館をうまく使っているような自治体があるのを我々も承知をしておりますので、それは多様な地域のリソースを効率的に使っていく工夫の中で、多様な形が認められていいのではないかと思っております。

あと1点、子供教室につきましては、御指摘のとおりボランティアベースの取り組みなのですけれども、一方で校庭を自由に使えたり、体育館を自由に使えたりという施設面でのメリットは、学校とうまく連携することでとりやすいこともありまして、地域の人材がどれぐらいいるかにはよりますけれども、それもまさに実情によって、親が手伝えないか

ら参加が拒まれるようなケースは余り聞いておりません。むしろ、親が家にいないから地域の方の目を頼って活動するといったようなことが、広い意味で地域と学校の協働の取り組みということで文科省が進めている施策でございますので、ちょっと長くなりましたけれども、そういった多様な形で進めていただくことでよろしいのではないかと思っております。

○安念座長 よろしいですか。

ちょっと私からも1、2点伺うというか、お願いというか、放課後児童支援員についてです。ここのところ、幼児保育の後を追う形でようやく学童保育が本格的に日の目を見るというか、世の中の注目を浴びるようになって、大変よい傾向だとは思うのですが、やはり率直に言って、支援員の先生の待遇改善がまだまだ前途遼遠という感じがいたします。

厚労省さんから随分御尽力いただいているなと思うのですが、現場に行けばどれほどそれが結実しているのか、なかなか難しい問題であるということも感じました。ただ、これは私どもの思いですけれども、やはり支援員の正規雇用化と言いましょうか、ディーセントなジョブであるというものを世の中で確立しませんと、どうしても優秀な人材を呼び込むこともできないし、何となく一段軽いように思われてしまっては、その方々も大変不幸ですから、正規雇用にこだわる必要もないですけれども、待遇改善に今後とも御注力いただければ幸いでございます。

御案内かもしれませんが、私どもは間もなく任期が切れますので、半ば遺言を言っているような感じですけれども、ひとつよろしくお願いします。

もう一つ、これは両省どなたがお答えいただいてもいいのですが、ただ、感覚を聞いているだけなので余り意味はないかもしれませんけれども、足元で一体型が、去年の今ごろの数字で 5,000 弱、2022 年度までに 1 万か所以上整備することが本当に可能なのか。これは、両省の皆さんの御努力が足りないとかそういうことを言っているわけでは全然なくて、実際にリソースから見てトゥー・アンビシャスなのではないかというのは誰でも感じていることだと思うのですけれども、どんなものなのでしょう。今のところ何とか行けそうだという御感触でいらっしゃいますか。

○西川室長 現状、子供教室が、我々は進めておりますけれども、学校数で言いますと、全国で2万校ぐらいある中のまだ1万1000校ぐらいという状況ですので、まず、その数を頑張ってふやしていく。そのために地域の人材の掘り起こしを行っていただけるように、コーディネーターの配置を頑張って進めておりますけれども、目標を掲げている以上は頑張って目指してまいりたいと思っております。

〇安念座長 そうおっしゃるしかありませんね。わかりました。大変なことだと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

皆さん、これでよろしゅうございますか。

それでは、厚労省と文科省の皆さん、お忙しい中、本当にありがとうございました。今 後ともよろしくお願いをいたします。